

令和3年度特別会計の決算概要

令和4年7月29日
財務省

- 本資料は、令和3年度に設置されている特別会計の決算概要を公表するもの。
各特別会計における歳入歳出の単純な差額である「決算上の剰余金」は、計11.4兆円。
- 剰余金は、特別会計法第8条等の規定に基づき、①積立金への積立て等（4.7兆円）、②翌年度特別会計歳入への繰入れ（5.2兆円）、③一般会計への繰入れ（1.4兆円）の処理を行うこととしている。

※金額は国債整理基金特別会計を除いたもの

(単位：億円、単位未満切捨て)

特別会計名	収納済 歳入額 (A)	支出済 歳出額 (B)	剰余 金額 (A-B)	①積立 金とし て積立、 資金に 組入	②令和4年度当該特会歳入に繰入				③令和 4年度 一般会計 へ繰入	
					令和4年度 歳入予算 計上	歳出の繰越	支払備金 等(注)	その他		
交付税及び 譲与税配付金	553,263	536,319	16,943	—	16,943	4,015	12,927	—	—	—
地震再保険	1,362	1,290	72	72	—	—	—	—	—	—
国債整理基金	2,397,018	2,366,231	30,786	—	30,786	—	30,707	—	79	—
外国為替資金	24,745	1,770	22,975	6,104	2,625	—	—	—	2,625	14,244
財政投融资	358,603	353,459	5,143	▲489	5,633	2,793	18	—	2,821	—
エネルギー対 策	116,487	109,142	7,345	—	7,345	1,782	2,929	—	2,633	—
労働保険	104,855	86,103	18,751	8,354	10,397	91	5,078	5,148	77	—
年金	963,759	927,247	36,512	33,346	3,166	833	1,113	—	1,219	—
食料安定供給	9,797	9,134	663	8	635	266	56	151	161	19
国有林野事業 債務管理	3,603	3,603	—	—	—	—	—	—	—	—
特許	2,163	1,438	724	—	724	408	26	—	289	—
自動車安全	5,588	3,948	1,639	20	1,618	1,138	348	—	131	—
東日本大震災 復興	14,295	11,123	3,172	—	3,172	—	1,647	—	1,525	—

(注) 保険事故が既に発生し支払うべき債務で、令和4年度以降の保険金支払に充てるため、令和4年度歳入に繰り入れる必要があるもの等。

(参考1) 特別会計(勘定)の剰余金の概要(主なもの)

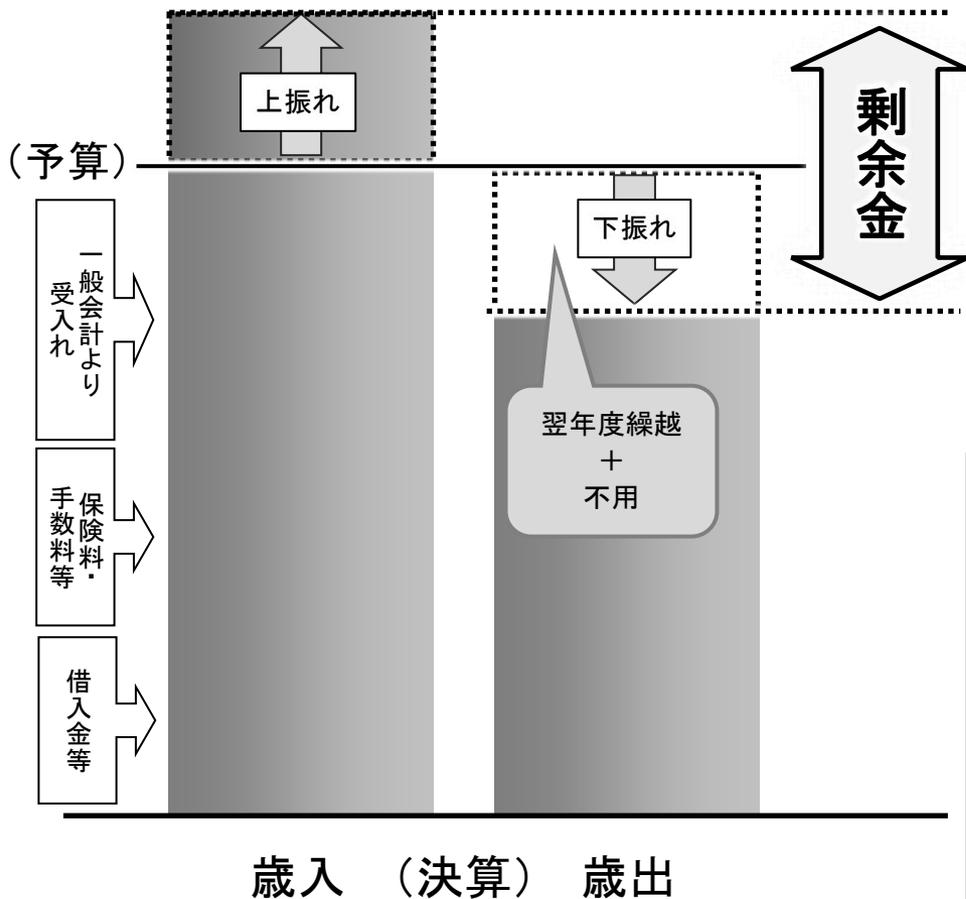
(単位未満四捨五入)

特別会計(勘定)	剰余金額	主な発生要因	主な処理
年金	3.7兆円		
(基礎年金・国民年金・厚生年金)	(3.1兆円)	<ul style="list-style-type: none"> 年金給付費が予定を下回ったこと 保険料収入が予定を上回ったこと 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度以降の年金給付等に充てるため、積立金として積立て
外国為替資金	2.3兆円	<ul style="list-style-type: none"> 運用収益(保有外貨資産と円建負債(政府短期証券)の金利差) 	<ul style="list-style-type: none"> 外国為替資金に0.6兆円組入れ、令和4年度特会歳入に0.3兆円繰入れ、令和4年度一般会計歳入に1.4兆円繰入れ
労働保険	1.9兆円		
(雇用)	(1.7兆円)	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険財政の安定を図るため、一般会計からの受入れがあったこと 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度以降の失業等給付費に充てるため、積立金として積立て
交付税及び譲与税配付金	1.7兆円	<ul style="list-style-type: none"> 地方交付税交付金の支出残額を翌年度に繰り越したこと 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の地方交付税交付金等に充てるため、令和4年度特会歳入に繰入れ
エネルギー対策	0.7兆円		
(エネルギー需給)	(0.6兆円)	<ul style="list-style-type: none"> 事業計画の変更等による事業繰越しがあったこと 	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度に繰り越しされた補助事業等に充てるため、令和4年度特会歳入に繰入れ

国債整理基金	基金残高3.0兆円(国債入札の偶発的な未達に備え、一定の水準を維持)
--------	------------------------------------

(参考2) 剰余金の処理について

特別会計の決算上の剰余金とは、各特別会計における歳入歳出決算額の単純な差額（一般会計の純剰余金とは性質が異なる）。その処理については、「特別会計に関する法律」第8条等に規定されている。



- ①当該特別会計の積立金への積立て等
- ②翌年度当該特別会計歳入への繰入れ
- ③一般会計への繰入れ

(参考) 【特別会計に関する法律第8条】

(剰余金の処理)

- 1 各特別会計における毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合において、当該剰余金から次章に定めるところにより ①当該特別会計の積立金として積み立てる金額及び資金に組み入れる金額 を控除してなお残余があるときは、これを ②当該特別会計の翌年度の歳入に繰り入れる ものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の翌年度の歳入に繰り入れるものとされる金額の全部又は一部に相当する金額は、③予算で定めるところにより、一般会計の歳入に繰り入れる ことができる。

(参考) 一般会計の剰余金(財政法6条の純剰余金)

= 歳入歳出差額(歳入決算-歳出決算) - 翌年度への繰越額見合財源 - 地方交付税交付金等の使途確定財源